

議案第101号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正及び多機能端末機により交付する証明書に関する規定を定めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民票の写し及び記載事項に関する証明書交付手数料	1通	200	世帯全員の住民票の写しにあつては、全員の住民票をもって1通とする。
--------------------------	----	-----	-----------------------------------

」

を

「

住民票の写し交付手数料	1通	200	世帯全員の住民票の写しにあつては、全員の住民票をもって1通とする。
住民票の除票の写し交付手数料	1通	200	
住民票の記載事項証明書交付手数料	1通	200	
住民票の除票記載事項証明書交付手数料	1通	200	

」

に、

「

戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200	
---------------	----	-----	--

」

を

「

戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200	
---------------	----	-----	--

」

戸籍の附票の除票の写し 交付手数料	1通	200	
----------------------	----	-----	--

」

に改める。

第2条 大口町手数料条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して住民票の写し等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機により徴収する手数料については、この限りでない。

別表中

印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登録に関する証明書交付手数料	1枚	円 200	
------------------------------	----	----------	--

」

を

印鑑登録に関する証明書 交付手数料	1枚	円 200	
	1枚	200	多機能端末機による交付の場合
認可地縁団体印鑑登録に関する証明書交付手数料	1枚	200	

」

に、

「

住民票の写し交付手数料	1通	200	世帯全員の住民票の写し にあつては、全員の住民 票をもって1通とする。
-------------	----	-----	---

」

を

「

住民票の写し交付手数料	1通	200	世帯全員の住民票の写し にあつては、全員の住民 票をもって1通とする。
	1通	200	多機能端末機による交付 の場合（世帯全員の住民 票の写しにあつては、全 員の住民票をもって1通 とする。）

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月20日か
ら施行する。

第1条関係

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
手数料の種類	単位	金額	備考	手数料の種類	単位	金額	備考
印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登録に関する証明書交付手数料	略	円 略		印鑑登録及び認可地縁団体印鑑登録に関する証明書交付手数料	略	円 略	
住民票の写し交付手数料	1通	200	世帯全員の住民票の写しにあっては、全員の住民票をもつて1通とする。	住民票の写し及び記載事項に関する証明書交付手数料	1通	200	世帯全員の住民票の写しにあっては、全員の住民票をもつて1通とする。
住民票の除票の写し交付手数料	1通	200					
住民票の記載事項証明書交付手数料	1通	200					
住民票の除票記載事項証明書交付手数料	1通	200					
個人番号カード再交付手数料	略	略		個人番号カード再交付手数料	略	略	
戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200		戸籍の附票の写し交付手数料	1通	200	
戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通	200					
身分に関する証明書交付手数料	略	略	略	身分に関する証明書交付手数料	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

第2条関係

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(徴収の時期等)</p> <p>第4条 町長は、特定事務を申請した者（以下「申請者」という。）から、当該申請と同時に、又は当該申請に係る書類の交付時に、当該特定事務の手数料を徴収するものとする。ただし、町長が適当と認める場合は、別に定める時期に手数料を徴収することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して住民票の写し等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。</u></p> <p>(減免等)</p> <p>第7条 町長は、第3条の規定にかかわらず、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。<u>ただし、多機能端末機により徴収する手数料については、この限りでない。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する特定事務については、第3条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならない事務</p> <p>(2) 公務により官公署から請求のあった事務</p> <p>(3) 町長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関する事務で、戸籍又は住民票の記載事項の証明をする事務</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>(徴収の時期等)</p> <p>第4条 町長は、特定事務を申請した者（以下「申請者」という。）から、当該申請と同時に、又は当該申請に係る書類の交付時に、当該特定事務の手数料を徴収するものとする。ただし、町長が適当と認める場合は、別に定める時期に手数料を徴収することができる。</p> <p>(減免等)</p> <p>第7条 町長は、第3条の規定にかかわらず、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する特定事務については、第3条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならない事務</p> <p>(2) 公務により官公署から請求のあった事務</p> <p>(3) 町長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関する事務で、戸籍又は住民票の記載事項の証明をする事務</p> <p>別表（第3条関係）</p>

新				旧			
手数料の種類	単 位	金額	備考	手数料の種類	単 位	金額	備考
印鑑登録に関する 証明書交付手数料	1 枚	円 200		印鑑登録及び認可 地縁団体印鑑登録 に関する証明書交 付手数料	1 枚	円 200	
	1 枚	200	多機能端末機 による交付の 場合				
認可地縁団体印鑑 登録に関する証明 書交付手数料	1 枚	200					
住民票の写し交付 手数料	1 通	200	世帯全員の住 民票の写しに あつては、全員 の住民票をも つて1通とす る。	住民票の写し交付 手数料	1 通	200	世帯全員の住 民票の写しに あつては、全員 の住民票をも つて1通とす る。
	1 通	200	多機能端末機 による交付の 場合(世帯全員 の住民票の写 しにあつては、 全員の住民票 をもって1通 とする。)				
住民票の除票の写 し交付手数料	略	略		住民票の除票の写 し交付手数料	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略

改正要旨

1 改正の概要

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正により法制化された除票及びコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により交付する証明書に関する規定を定めるため、この条例の一部を改正します。

(1) 住民基本台帳法の一部改正（第1条関係）

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しについては、これまで、通常の住民票の写し及び戸籍の附票の写しに準じて取り扱われてきましたが、今般の住民基本台帳法の一部改正により、その位置付け、記載事項、交付手続等が明確に法制化されました。そのため、住民票の除票の写し、住民票の除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を定めます。

(2) 多機能端末機による証明書の交付（第2条関係）

「コンビニ交付」とは、個人番号カードを使用して、住んでいる市区町村に関わらず、最寄りのコンビニエンスストア等の多機能端末機から住民票の写し等を取得できるサービスで、大口町は、令和3年2月から実施します。

多機能端末機により交付する場合の住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付手数料を定め、その手数料は、多機能端末機による証明書の交付の際に徴収したものとみなします。また、操作上の理由から、多機能端末機は、手数料の減免手続きから除くこととします。

[コンビニ交付]

① 証明書の種類

住民票の写し及び印鑑登録証明書で、いずれも最新のもの。

② 利用可能な店舗

多機能端末機が設置されている、全国のコンビニエンスストア等。

③ 利用可能な時間等

午前6時30分から午後11時00分まで。ただし、年末年始（12

月 29 日～翌年 1 月 3 日) 及び保守点検日を除きます。

2 施行期日

住民基本台帳法の一部改正に関する規定（第 1 条関係）は、公布の日から施行し、多機能端末機による証明書の交付に関する規定（第 2 条関係）は、令和 3 年 1 月 20 日から施行します。